

第13回運営調整部会 会議録

会議の名称	第13回 運営調整部会
開催日時	平成21年1月8日(木) 18時30分から22時35分
開催場所	川口市職員会館 3階 会議室
出席者	(部会長)立石部会長 (副部会長)金井副部会長、平副部会長 (部会員)金子委員、神尾委員、高橋委員、佐藤委員、浅羽委員、 鈴木委員、三宅委員、堀和委員、吉澤委員、石井委員、 豊田委員、伊田委員
会議内容	1.(仮称)川口市自治基本条例(素案)について 2.懸案事項について ・運用推進委員会のあり方について ・個別条例の施行期日について
会議資料	・(仮称)川口市自治基本条例(素案)【修正版】 ・素案(案)への各部会からの意見集 比較表 ・第1回パブリック・コメント(素案)意見要旨及び回答(案) ・第2回パブリック・コメント(素案)意見 ・第2回パブリック・コメント(素案)意見要旨及び回答(案) ・(仮称)川口市自治基本条例の手引き(たたき台) ・川口市自治基本条例策定委員会の活動に関する意見・要望書提出について
発言内容	開 会 本日は、立石部会長が都合により遅参されるため、川口市自治基本条例策定委員会規則第4条第6項の規定により、金井副部会長に議長をお願いし、進めさせていただくので、よろしく願いしたい。 (事務局) 運営調整副部会長 それでは、第13回運営調整部会を開催する。本日の議題は(1)(仮称)川口市自治基本条例(素案)についてと(2)懸案事項についてである。本日の運営調整部会では、素案についての答申案をまとめることが一番重要かつ最優先事項である。さらに、個別条例の施行期日や運用推進委員会のあり方などについても、検討することとなっているので、よろしく願いしたい。 では、次第の2(1)(仮称)川口市自治基本条例(素案)について、事務局から資料等の確認を含めて、ご説明をお願いする。

(仮称)川口市自治基本条例(素案)について

まず、資料 1 は、(仮称)川口市自治基本条例(素案)の修正版である。

この後、三宅起草委員長から説明が予定されているので、ここでは、資料の説明のみをさせていただく。この修正版は、各検討部会からの意見、パブリック・コメント等からの意見を参考にし、反映したものである。なお、修正箇所は、網掛けをしている。

次に、資料 2 は、素案(案)への各部会からの意見集、比較表である。なお、17ページの第33条及び附則については、今回の懸案事項なので、後ほど、そのあり方について協議をお願いしたい。

続いて資料 3 は、前回の会議で第1回素案に対するパブリック・コメントの全文をお示ししたが、それに対する回答(案)である。

それから資料 4 は、12月10日から19日まで実施した第2回のパブリック・コメントの意見である。

そして、資料 5 は、資料 4 に対するパブリック・コメントの意見要旨と回答(案)である。これらを基に「(仮称)川口市自治基本条例(素案)の修正版」(資料 1)を作成したところである。

次に、資料 6 は、「(仮称)川口市自治基本条例の手引き(たたき台)」で、いわゆる本文に対する「逐条解説」といわれるものである。では、「手引き」についての概略を説明させていただく。まず、1ページは「制定の背景」、そして、「完成までの歩み」を記述し、2ページは目次、3ページから25ページまでが、前文及び各条文に対する説明を記述している。また、あわせて、「用語の解説」、さらに関連する条文について、必要に応じ記述している。

そして、最後のページ(26ページ)には、全体構成図を載せている。なお、今回は、提出していないが、最後のページに策定委員会の全委員のお名前を載せたいと考えている。

この手引きについては、本日、この場での議論は難しいと思うので、各検討部会で検討し意見をいただきたいと思っている。

最後に、資料の 7 は、12月25日付けで、川口市長、自治基本条例策定委員会委員長、及び事務局あてに、「自治基本条例策定委員会の活動に関する意見・要望書」が「川口市民オンブズマン」の代表である村松幹雄氏からの提出があり、全文とこれに対する回答案である。

以上、よろしくをお願いしたい。(以上、事務局)

運営調整副部長

条例素案についての各検討部会からの意見、パブリック・コメントの対応方法並びに条例の手引きのたたき台について起草委員会において精力的にご審議いただいたところである。本日は、その成果について起草委員長からご説明をいただきたいと思うので、よろしく願いしたい。

起草委員長

前回、素案のたたき台を各検討部会でご検討いただいたこととお礼申し上げます。その上で、12月10日から10日間にわたり行った第2回目のパブリック・コメントと各検討部会での検討結果を合わせて素案の検討をさせていただいた。

起草委員会としては、各検討部会の代表者として活動しているわけではないので、素案を前提とした議論をさせていただいた。その上で、本日はいくつかの修正点を報告する。

起草委員会では、先ほどの第2回パブリック・コメントと各検討部会からの意見の中で、施行期日の問題や運用推進委員会の扱いの問題を除いたところを検討させていただいたので、修正したところと修正までには至らなかったが、重要な点を選びご説明をさせていただく。

それでは、資料 1の「素案修正版」をご覧ください。

前文は、文章の流れや言葉の言い回しなどがかなり修正されている。さらに各検討部会からいただいた前文を組み合わせで作成したため、文章としてぎこちない部分があったので修正したということが大きな点である。

また、第1検討部会からは素案のたたき台をもとに新たな案を提出していただいた。前回の素案のたたき台では、「キューポラのある街」、鋳物産業等の扱いや自然環境の扱いの問題などが錯そうしているところがあり、整理すべきだという意見をいただいたところである。第1段落では、荒川・芝川、緑地などの自然環境について指摘があり、この環境を生かしたうえで産業の発展があり、あるいは川口気質が出てきたという流れに修正をしている。それから、第3段落ではその後の都市化の進展、産業の変化といった現在川口市が抱える問題という流れに修正したところである。

さらに、第3段落の真ん中をご覧くださいと「首都東京に隣接している」という言葉になっている。これは、「都心に隣接している」とい

う言葉であったが、これでは東京に隣接していることはわかるが、川口市が周辺にあるかのような悪いイメージであり、ネガティブな印象を与えるのではないかという意見があったため、「都心」から「首都東京」に修正をした。

そして、第4段落の2行目に「一方、本市では町会自治会」とあるが、前回の時には自治会の指摘はなかったが、町会と自治会を合わせて記載したほうがよいという意見があったので修正をした。

次に第2条をご覧ください。結論として修正はなかったが、第1号の市民の定義のところには法人を除くというところがあるが、NPO法人、市民活動団体も市民ではないかという意見があり、定義の中で法人を除くというのはよくないのではないかという意見が多かった。素案の段階で「法人は除く」という考えが設けられていたことと、市民が団体を通じて行動することは排除されていない。さらには、第9条2項の地縁による団体・市民団体等による活動が尊重されていることから、市民の定義からは外れているが必ずしもそういった団体の活動を尊重していないわけではないことが分かっているので修正はしていない。

それから、第6条。これも結論からいうと修正をしなかったところではあるが、危機管理の項目で「市民及び市が」と主体が並んでおり、「危機管理体制を整備し訓練を進める」という言葉になっている。この意見では、「市民が危機管理体制を整備するということは一種の強制ではないか」、あるいは「市民が整備するということはおかしいのではないか」という意見があったところであるがこれはそのような趣旨ではない。つまり、当然市が中心となって整備しなければいけない。それに市民が積極的に参加していただきたい。という期待を込めた趣旨であることを起草委員会で確認をしたところである。その趣旨を手引きの中の説明に補足した。

次に、第7条、これも修正はないが、いくつか重要な点をご指摘いただいた。

まず、第4項について、「権利の濫用をしてはいけない」、「自治の実現のために権利を行使する」とある。これは、市民に自治の実現へと動員するものではないかご指摘があった。これも説明に追加させていただいたがこれはそういう趣旨ではない。つまり、市民の方は川口市の自治への実現に向けて自覚を持っていただきたいという期待をメッセージに込めた趣旨であり、市民に強制をするものではないことを起草委員で改めて確認をした。

それから、第7条で「市民参加に関する権利」とあるが市民参加の定義が不明確ではないかというご指摘があったが、これについては、後に具体化する条文がいくつかある。市民の意見を組み入れるための制度として、例えば第19条や、議会のところも市民の意見を組み入れる規定がある。第7条では非常に抽象的になっているが、後の条文で具体化したものがあることが、第1点である。

第2点目は、第5項に「市民の市政への参加のために必要な事項は、別に条例で定める」という規定があるので、市民参加についての制度設計や定義は今後、検討していただきたいというのが結論になると思う。

第9条でも、重要なご指摘をいただいている。ここでは町会、自治会、地縁による団体、それから自主的に形成された市民団体が並んでいる。これは2種類の団体を区別なく記入しているのではないかと指摘があったところである。これは区別をしているが扱いを自治基本条例の中で特に変えるという趣旨ではない。両者の由来や機能の違いを前提として区別しているだけで、分けて取り扱うのではなく、両者とも尊重するという趣旨であることを確認させていただきたいと思う。

第12条であるが、残念ながらここは修正していない。情報公開において手数料を取らないことを明記すべきだということをご指摘いただいた。起草委員会の考え方としては、素案にもなかった項目であり、今後、具体的な制度設計を踏まえたうえで、個別条例が再検討されるであろうと思い、そのうえで検討されるべき項目であると確認したところである。また、非常に重要な項目であるが、情報公開の手料を取るか取らないか、再検討して今後議論が深められるであろうと確認した。

それから、第15条、第16条の「議会」の項目には、傍聴についての提案をいただいたところであるが議会の自立的な改革、現在議会改革を行っていると同っている。それに期待して、今後手引きにこのような項目を加えたらいいという提案が起草委員会でなされた。今後、検討すべき課題であると思う。

第19条は修正をした。「市政に関する重要な事項について」とあるが、何が重要なのか不明確ではないか、何が重要であるか市役所で決めてしまうのではないかとのご指摘があった。しかしながら、この点については、説明会、懇談会、パブリック・コメント、アンケート調査などさまざまな意見聴取の手段が書かれているので、一律に重要な

事項について決定することは不可能であろうと思う。それと関連して、第30条の市民投票に「市政に関する特に重要な事項について」とある。前回のたたき台では「特に」という文言はなかった。前回までの時点では、第30条の市民投票にかけるべき「重要な事項」と第19条の市民の意見を徴取するための「重要な事項」と同じ文言となっていた。そうすると第19条でかけるべき内容と第30条でかけるべき内容では当然市民投票の方が重くなる。そのため、「市民投票」の「重要な事項」の前に「特に」をつけて、要件を1段、重くさせていた。

ここでは、「重要な事項」とは不明確なままになるが、今後、市民投票条例を策定していくうえで、具体的に何が特に重要な事項なのか、検討の中で決まっていくと思う。

また、「市政に関する重要な事項について」とあるが、以前は「市政について重要な…」となっており、これは第30条の文言と整えたという趣旨である。

同じく3行目の「市民の意見の把握に努める」とあるが、これも文言を整えたところである。

第1項の最後のところを「反映させるよう努めなければならない」としている。これは、市民の意見には重要な意見もあるが、そうでもない意見もある。もとは「反映させなければならない」となっていた。全ての意見を例外なく認めていたら、これはかなりきびしいとの意見があったので修正した。ただ、そうすると市の恣意的な判断が加わる恐れがある。だが、これは他の条文で、例えば、第7条の第3項。「市政運営において公平かつ誠実な扱いを受ける権利」を市民の方が持っているということ。さらに第14条の「市政の運営において市民に公平かつ誠実に対応しなければならない」という規定で対応できるものと理解している。

それから、第25条の財政運営に関する項目である。ここで特に強い意見としてあったのは、出資法人の代表を市長が兼ねることができないことを入れるべきとの意見があったが、細かい規定になるので入れていない。しかし、説明の中ではこの文章を書き込んだ。

第30条の文言の修正は先ほど説明したとおりであるが、ここで多かった意見は市民投票条例が濫用されるのではないかということであった。濫用が起きないように規定を設けるべきだという強い意見があった。これについては、第3項で条例を検討することとなっているので、個別条例で対応していくべきであろう。

最後に第32条と第33条であるが、ここは文言の修正はない。しかし、第32条では、最高規範性の担保する手段がないとの批判があり、また、運用推進委員会については、位置づけが曖昧であり何も決まっていないという批判もあった。これについては、「第4章 最高規範」内に第32条と第33条を一緒に並べることにより、第32条の「最高規範」の担保手段とて第33条が位置づけられてくる。

運用推進委員会がまさに自治基本条例の最高規範性を担保するための手段だと位置づけになると思われる。逆に、運用推進委員会では何をするのかという議論があったが、第32条の担保手段になることから、第32条の最高規範を維持するための活動をしなければならないという理解になると思う

大まかな修正箇所、重要な項目については、以上、説明したとおりである。

しかし、これも繰り返しになるが、パブリック・コメントや各検討部会からの重要なご意見、敬重に値するご意見が多々あった。しかしながら、起草委員会の役割としては、あくまでも素案を引かれたレールの上で、またこれを越えない範囲で、修正を加えたことをご理解いただきたいと思う。(以上、起草委員長)

運営調整副部長

大変膨大な量を起草委員会の皆さんにはご尽力いただきありがとうございました。

それでは、只今の説明に対して、ご意見・ご質問をいただきたい。

前回から一番議論しなくてはならないのは、資料1の修正案についてであると思う。前文にかなり修正があったということで、どういう意見をふまえ、どう修正したのか、しなかったのかという点が大きなところである。修正しなかったものの趣旨については、かなり理解したうえで、手引き等に盛り込むということであり、特に重要な修正は、市民投票とその他の市政参加の手段の位置づけをより明確に分けたという点だと思うがいかがか。(以上、副部長)

補足であるが、前文については正式な法文と違い、各検討部会からの提案を組み合わせつつつくっているの、流れがまだ悪い部分もあると思う。そのため、ここで前文を完全に決定してしまうよりも、文章の流れという観点から今後も継続して検討するという方針ではどうか

と思う。(起草委員長)

第3検討部会で議論になったが、第2条では市民の定義からは法人は除かれているが、本条例には市民には定義上、まったく法人が入らないという理解でいいのか。

この条文では除かれているが、他の条文でカバーされている。(起草委員長)

第5条3項で別に定めることとされている協働は、市民と市の協働が想定されているが、市民とNPOの協働もあり得る。協働について確定したものがない中で「市民と市の協働」という見出しになっているが、第3検討部会では、「市民等と市の協働」という議論になった。この点はどうか考えればいいのか。

我々の出発点には、第2条がある。市民の定義の中で「法人を除く」というのは編集委員会のコンセンサスであり、その上で条文について議論してきたところである。法人やNPOなどが協働に参加できないという条文全体を見ればそうはならない。それは、第9条で「市民が市民団体として活動することができる」ことが規定されているから、第5条での「市民は」、当然、市民団体を通して活動することができることとなる。というように、他の条文でできるだけ補償するよう努力してきた。(起草委員長)

第2条の1項の市民の定義はそのような考え方があると思うが、第5条に事業者が協働の枠組みに入る余地がどこにあるのか。

確かにこの点は苦心したところであった。出発点である素案は事業者を協働のパートナーとしてはあまり想定していない内容になっていたとはいえ、今回のご指摘の部分もあり、そうした意見も多く寄せられていたことから、第10条に事業者の役割を規定することでカバーしようとした。また、第10条の位置を第2章「市民等」に置き、事業者も市民と対等の位置にあるニュアンスを出す工夫をした。(起草委員長)

今後、定めていく条例で、第5条は法人が協働の主体となることを

制約することにならないのかという懸念が、第3検討部会であったので。

事業者とNPO法人の位置づけの要素は入っているが、それを推進する要素はないかということそうではない。その他の条文において、制約する方向ではない規定をおいているので、相対化されるのではないかと思う。つまり、市民参加条例などの策定段階で、第9条や第10条の位置づけ、第5条の見出しなどを素材として議論していただければと思っている。(起草委員長)

第2条の市民の定義では「法人は除く」となっていて、第5条の「市民は自治を実現するために市と協働」を見ただけでは、法人や事業者は入ってこないと市民の方は思ってしまう。例えば、手引きの説明に、協働は市と市民だけでなく、NPO法人や市民団体、事業者など様々な主体と協働できることを示してはどうか。

説明で、他の条文との関連を示すことは可能だと思う。(起草委員長)

本条例では、市民は「法人を除く」となっているが、個別条例では「法人を含む」とすることはできるのか。

この条例は最高規範性を有しているので、定義は別の書き方にしないといけない。そうしないと本条例の最高規範性に抵触してしまう。(起草委員長)

第5条は市民の一人一人はと読めばはっきりしてくるだろうが。そこに拘らなければ、市民といった場合は、第9条を読んで、当然、団体も入ってくると受け止めた。

事業者はどうなるのか。

本来、事業者の目的は営利である。営利を持って協働はできない。企業の中の広域的な取り組みとして市民と活動することが協働として捉えられると思う。

やはり、条文は何が重要かということ「わかりやすさ」だと思う。起

草委員のご苦労は十分わかっているが、誤解を招かないためにも「市民」と言い切るのではなく、「市民等」としてはどうか。

編集委員会では、「市民等」の「等」を入れるべきではないという議論はあったのか。

第2条の市民の定義の中で「法人を除く」としただけであった。

第30条の市民投票は、この定義があるので住民から市民に変えている。住民にすると国籍の問題をどうするかなど、かなりハードな問題が出てきてしまう。市民（自然人）とすればあまり枠組みはきつくない。

法人が外れることにより第30条の市民の要件を広く取れるというメリットはある。

繰り返しになるが、法人に対する配慮は別の条文の中で取れていると理解している。（以上、起草委員長）

運営調整副部長

おそらく法人を入れない方が広く捉えられる。法人で差別すると法人格のない集まりを排除することになる。第9条で市民が集まれば活動が尊重される。第5条では市民が2人以上集まれば、第9条で市民団体になり市民として協働することは論理的にできる。そもそも、市民同士の協働は第9条に入っているのが当然の前提となっているのではないかと思う。

第5条は協働の権利の規定であって、これの重要なところは協働を行政側からの下請けにさせないことが意図であって、市民が市民同士で協働することを排除することはないということは、起草委員長のいうとおりだと思う。

第5条でNPO法人等を担保するため、明確に書くということは、ひとつの対処方法かと思う。ただ、それは説明に盛り組み誤解のないように配慮すべきだと思う。（起草委員長）

第5条の説明（2）では「市民等と行政が・・・」と書かれているので、条文でも「市民等」としてもいいのではないか。「等」を入れると何か困ることでもあるのか。

これは、サンプルとして協働の定義を入れている。協働の定義を入れるかどうかという議論があった。あくまでも提案として総務省の考え方を入れている。

条文の本体と定義が食い違っている点については、今後、どうするか考えていくべきだと思う。(以上、起草委員長)

食い違っているというのではなく、第5条に「市民等」を入れてもいいのではないかと思うのだが。

運営調整副部長

市民が最終的な権利を持つのか、市民と関係のない団体が権力を持つのかで考え方が違ってくる。市民団体を市民の集まりとするならば、「市民」と書いたほうがいい。「市民等」と書くと、市民と関係のない団体が権力をもってしまうことになる。むしろ「市民」としたほうが、趣旨からいってより適切だと思う。

「市民等」とすると、公益を目的としない団体も含まれてしまうのではないか。

運営調整副部長

確かに、「市民等」とすると、公益を定義する必要がでてしまうので、「市民等」ではなく、原案のように「市民」としたほうがいいと思う。

第5条の見出しを「市民と市等」とすると意味は変わるのか。市民が主体となり、市民が事業者と協働する。

運営調整副部長

「市等」として市の方へ事業者を加えてしまうと、事業者に協働の義務を課すことにならないかということが懸念される。

第5条の1項を、「市民及び市民団体」としてはどうか。

市民ひとりひとり集まってボランティアなど活動することと、NPO法人となった組織が市とやり取りすることは違うと思うが。

そうなるとNPO法人、市民団体について条文のどこかで規定する

必要がでてしまうと思う。今のままであれば、市民で構成されていればそれでいい。(起草委員長)

運営調整副部長

みなさんのコンセンサスにあるものは、市民が自由に活動しようとする事。

市民同士、市民と市民団体の活動はもちろん含まれるということで、そのときの根本に在るものは個々の人々である。そうしないと団体は遊離してしまう。

第5条1項を、「市及び事業者」としてはどうか。

運営調整副部長

自治基本条例の目的は、市と事業者の協働を実現することではなく、あくまで行政と市民の関係を規定するものが自治基本条例であるはず。その意味では、市及び事業者というのは難しいと思うが。

ここは手引きのなかでまとめるしかないのではないか。

運営調整副部長

ただ今のご指摘のように、手引きで誤解を生まないようにしていくということではどうか。

よろしければ他の項目ではどうか。

市民団体も地縁団体も、市民で構成される団体であるため、あまりわけて示さない方がいいのではないか。

たしかに厳密な区分は難しいところがある。ただ、川口市は町会活動が活発だったという歴史があり、その点を強調することが望ましいという議論はこれまで多くあったので、歴史的な由来の区別はあってもいいかと思う。(起草委員長)

市民団体には、法人格があってもなくても含まれることと理解していいのか。

その通りである。(起草委員長)

第9条1項と第5条1項は、いずれも主語が市民であり、目的は「自治を実現すること」と共通している。先ほど、第5条1項を「市等」としてはという意見があったが、そうすると第9条1項も、町会、自治会の活動や市民団体の活動にも参加できる規定されているため、第5条1項を「市等」としても問題ないように思うが。

なるべく、わかりやすい観点からすると逐条解説や手引きの中で書くよりも条文の中で解決できればいいと思う。

起草委員会の方針は、前提として素案を崩さずに編集委員会でまとめたコンセンサスを守るということであつたので、テクニカルな部分で工夫してきた。協働の定義がもしも条文中にあれば、ご指摘の懸念も解消されたのかもしれないが、これは何度も検討したが、結局定義は設けないとした。しかし、先ほどの意見のように「市等」とすれば解決されたかもしれない。そうすると、市民が事業者や市民団体に対し協働を持ちかけたとき、義務や責務が生じる可能性があり、それでいいのかという問題がある。

つまり、「市民」を主語としているほうが本来の市民団体、ボランティア団体の現状に合致していると思う。(以上、起草委員長)

第5条の2項で「市等」としてしまうと事業者が協働に応じる義務を持ってしまう、ということだと思うが、第5条の1項だけ「市等」としておけば、別に定める条例の中で協働の主体を位置づけることができると思う。

可能性がある責務はどこで読み取れるのか。

運営調整副部長

それはテクニカルの問題である。反対解釈されるか、類推解釈されるか。はっきりと書いてない場合は、いいのか、わるいのか判断できない。あえて、「市等と～できる」と書いたということは、市民団体は市民に対して「何もいえない」という反対解釈される恐れがある。このような曖昧な規定を残さないほうが市民活動は自由になるだろう。

逐条解説にあまり頼りすぎるのは違和感があるが。

運営調整副部長

自治基本条例で重要なことは、信託を受けた市が何をしなければならないか。その意味では、信託を受けた市の立場と市民等（市民団体）の立場は同じではない。つまり、市民団体は信託を受けているわけではないので、わけないと誤解を与える。信託を受けた市と受けていない市民団体が並列に並んでしまう。これは市政としておかしなことである。

環境基本条例でも事業者も含まれる形で協働が規定されているので、実態として、事業者が協働の枠組みに入るケースはあると思う。実態と乖離した条文のように捉えられると思うが。

運営調整副部長

環境基本条例で言っている事業者は、あくまで環境に関するところでの協働で、一般的に事業者が協働の責務を負っていることを示しているわけではない。また、原案のように幅広い解釈ができるようにしたほうがいいし、逐条でも解釈ができるようにしたほうがいいと思う。

自治基本条例は事業者や市民団体を全然排除するものではない。また、自治基本条例は、市民が主役ということを出発とした条例であるため、あくまで市民を中心とした記述になる部分もある。そもそも協働については、何も決まっていない。「市民を出発点にする」とか、「市民と市は協働しよう」とかいろいろな要素が入っている。これから協働推進条例をつくるとき、これらを組み合わせることにより最高規範として自治基本条例が機能することだと思う。今後、具体的にどうするかは、これからの検討課題だと思う。（以上、起草委員長）

運営調整副部長

他の項目についてはどうか。

前文について、第1段落の役割は、地理、自然条件を紹介する段落ということなので、「古くから」という言葉を入れてしまうと、地理、自然条件がぼやけてしまう。であるので「古くから」という言葉がないほうが、段落の役割が明確になるのではないかと感じた。

「古くから」と入れることは、人間の営みという歴史ではなく、自

然環境を前提として、昔から川口で生活してきたことを強調するという趣旨がある。(起草委員長)

「古くから」があると、急に過去にひっぱられるような感触がある。入れるとしたら、「自然空間に古くから恵まれた」としたほうがいいのではないか。

運営調整副部長

前文は最終的にはどの主体が今後の修正依頼を反映させるかという課題がある。もしくはこの運営調整部会で決めてしまうという形もあると思うが。ご異論ないようなら、前文を検討したいと思う。

私も「古くから恵まれた」としたほうがいいと思う。

運営調整副部長

それでは「古くから」を入れ替えることでよいか。

了承

少し検討する時間をいただきたい。

運営調整副部長

では休憩とする。

休憩

運営調整副部長

再開する。

第23条の網掛け部分は何が変わったのか。

運営調整副部長

これは、「効率的な事務執行」と「政策の立案」を入れ替え、事務の流れの順とした。

ここで「事業」は入らないのか。

運営調整副部長

地方自治法でいえば、事務というのは一番広い概念である。そして、それより細かいものが事業となる。

第23条と第26条で「政策」と「政策等」と2つ表現があるため、ここははっきりさせていただいたほうがいいと思うが。

手引きで明確化する。(起草委員長)

運営調整副部長

手引きの段階で精査しないといけないところが多くあるので、いろいろな意見を出していただいたほうが、中身がより明確になると思う。

前文のものづくりに対するこだわりと、前文の川口かたぎと職人気質は一緒の概念でいいのか。

そうである。(事務局)

個別条例の設置にあたっては、準備委員会が必要だと思う。こちらは個別の委員会をつくるのか、あるいは運用推進委員会が一括して対応するのかを決めておいた方がいいと思う。

第26条の手引きで外部評価が「将来的」とあると少しスピード感が弱い気がするが。

運営調整副部長

長いスパンでの検討という誤解を招くのであれば、将来的には外した方がいいかもしれない。いずれにせよ手引きの部分で議論することとする。

素案について他にご意見はないか。

なし

運営調整副部長

ないようなので、前文を含めて、素案をここです承ということでしょうか。

了承

運営調整副部長

万が一、次回の全体会までに大きな変更が必要と考えられる場合は、正副部長で検討する。

個別条例の施行期日について

運営調整副部長

では、個別条例の施行期日についての議論に移りたいと思う。事務局から説明をお願いしたい。

事務局

第33条の運用推進委員会に対する各検討部会からの意見を紹介する。

第1検討部会

- ・事務局任せではなく、策定委員会で検討しながら決めていく。
- ・メンバーは10人程度。その内訳は、学識経験者、議員、団体推薦、公募市民で構成する。
- ・役割は、広報活動や各部局の企画や審議会における条例の進み具合、市民参加の状況のチェックなど。

第2検討部会

- ・人数は7人から10人程度。
- ・構成は市民、議員、学識経験者。うち市民からは、1名が策定委員でその他は市民公募とする。
- ・任期について1年では短すぎる。
- ・中段には、委員から個別に寄せられた意見を載せている。

第3検討部会

- ・運用推進委員会のメンバーを30人程度とする。
- ・市政参加条例や協働条例などの部会を設置する部会形式で行う。
- ・その部会のひとつを市政参加条例、協働条例の準備委員会として設置し議論する。

第4 検討部会

- ・運用推進委員会の設置条例を作るに、その準備委員会の設置を提案する。
- ・また公募委員については慎重にすべきとの意見であった。
- ・策定委員会の母体として、運用推進委員会のあり方などを検討する委員会を条例制定後すぐに設置するべきだ。
- ・条例制定後、市民への周知が必要であることから広報・PIを設置し、実効性の担保とすること。
- ・運用推進委員会の活動に個別条例の設置期限の検討を入れてはどうか。

第5 検討部会は、附則で触れているので附則で併せて紹介する。

次に附則について各検討部会からの意見を紹介する。

第1 検討部会

- ・施行期日は起草委員会の提案どおりでいい。

第2 検討部会

- ・制定順序はこのままでいい。
- ・期日については、担当部局の意見も聴き設定する必要がある。
- ・以降は委員個別に寄せられた意見である。

第3 検討部会

- ・期日をすべて3月31日にすべきである。これは、3月31日までに個別条例を作るべきという意味ではないか。

第4 検討部会

- ・個別条例については、時間がかかることから同時に進行して検討してほしい。

- ・市民参加条例と協働推進条例は別物である。一方、いっしょに検討すべきである。さらには、時間をかけるべきという意見もあれば、可能な限り早く制定してほしいとの意見があった。
- ・条例が制定されて、半年ないし、1年以内に個別条例の検討委員会を立ち上げるべきである。

第5 検討部会

- ・条例制定後、すみやかに運用推進委員会を設置すべきである。
- ・運用推進委員会の人数、役割、選定方法などについて、運営調整部会で案を示して欲しいという意見と検討部会で検討するという意見があった。
- ・市民参加と市民協働の内容は類似している。
- ・市民参加条例については、早い時期に策定すべきである。
- ・すべての内容を整理して基本条例とすべきではないか。

以上が各検討部会からでされた意見である。(以上、事務局)

運営調整副部長

ありがとうございました。

今、合わせてご説明いただいたが、議論の優先順位としては、附則の施行期日から先をお願いをしたい。

それでは、施行期日の決め方をどのようにするか。

かなり多様な意見が集まっているので、なかなかこうした会議では決めきれないと思う。起草委員会の提案をもとに、正副部長で検討いただいてはどうか。

全部平行して検討するのか、あるいは1つ1つ決めていくのかどちらが起草委員会の案なのか。

特に決まっていない。(起草委員長)

運営調整副部長

検討に時間が必要な条例には、期限が決まっているので早くやらな

いといけないとイメージされると思う。要するに、検討に長い時間が
必要であるから期限を長くしているという趣旨が、みなさんのご理解
であれば手引きに書いたほうがいいのではないかと思う。

運用推進委員会で個別条例の検討も役割の中に含めるよう記載すれ
ば、明確になると思う。

運用推進委員会の中身を決めてから個別条例の制定期日も議論した
ほうがいいと思うが。

運営調整副部長

それは、中身を決めさせるためにも期限を決めるという趣旨だった
と思う。

運用推進委員会と個別条例は意味合いが違うと思う。規則で運用推
進委員会を設置したほうがスピーディーでいいと思う。

運用推進委員会を条例にすることに意義がある。条例設置としない
と、運用推進委員会の位置づけが弱くなるように思う。

運営調整副部長

ただ、規則で設置してしまうと、自治基本条例に違反することにな
る。第33条第3項を削除しないといけなく、条例を制定する意味が
なくなる。

そうすると、最高規範性を担保するということが欠けてしまうよう
に思う。

確かに、条例を制定するとなると、制定手続きに時間がかかる。そ
れでいいのかという問題もあるが。(起草委員長)

運営調整副部長

先ほどの意見は、この委員会で運用推進委員会設置条例(案)を3
月末までに答申する必要があるということだったと思う。

空白を作ってはいけない。運用推進委員会の中で広報活動も役割の

ひとつで、条例制定後の広報は大事であるので早く設置すべきだと思う。

策定委員会の下に運用推進委員会を設置してはどうか。そこでなるべく早く運用推進委員会の形を議論して、来年度の6月議会にでも上程してはどうか。

運営調整副部長

参加条例と協働条例と市民投票条例は、運用推進委員会が設置されればチェックが可能となるので、期限をそれぞれ2年後、3年後、4年後としていいか。

市民参加条例と協働推進条例と一緒に検討してはどうかという意見が各検討部会から出されているので、同じ時期にしたほうがいいと思うが。

他市のものを見てもかなり似ているし、また別のものとなったとしても、中身は関連するため、一緒に検討したほうがいいと思う。

運営調整副部長

では、ご指摘もあったので、ご異論がなければ、附則の(2)と(3)は両方とも平成24年4月1日としたいと思うがどうか。

異議なし

運営調整副部長

次に、運用推進委員会の施行期日であるが、平成22年のままだと条例施行から1年のタイムラグがあるという問題が指摘されているが、最短で、どのあたりで運用推進委員会の条例化がされるのか。

3月までに運用推進委員会の中身が決まるとしても、6月議会にはかなりきびしい、9月議会に上程して、10月1日に施行するというのが現時点での最短であると思う。(事務局)

運営調整部長

9月議会で継続審議となった場合のことを考えると、平成21年1

月1日までとしておいて、早くできれば年内に施行ということにしてはどうか。

運用推進委員会の中身は大変重要なので、残りの3ヶ月で拙速に決められるかということそれはなかなか難しい問題だと思う。

運用推進委員会は自治基本条例とセットのようなものなので、なるべくこの策定委員会で検討して、策定していく努力をしなければならないと思う。

3ヶ月で運用推進委員会の中身を検討することは大変難しいと思う。何かの工夫で、4月以降も検討できる枠組みをつくってはどうか。

1年間のブランクの中で一番心配なのが、4月以降の広報・PI活動が空白になることだと思う。

運営調整副部長

今までの議論では、1年間運用推進委員会が設置されないことは長すぎるという点では共通していたと思うので、まずは附則の(1)は平成22年1月1日としたいと思うがどうか。

異議なし

運営調整副部長

異議がないようなのでそうしたいと思う。

確認すると、

(1) 第33条の規定は平成22年1月1日(運用推進委員会)

(2) 第7条第5項の規定と(3)第5条第3項の規定は平成24年4月1日(市政参加条例と協働推進条例)

(4) 第30条の規定は原案通りで平成25年4月1日(市民投票条例)

以上のような条例の施行期日とさせていただく。

運用推進委員会のあり方について

運営調整副部長

運用推進委員会のあり方についていろいろな意見が出されている。いまのところは準備委員会を別途設置して3月までに検討するという案と、正副部長でまとめる案が出ている。

運営調整部長

次の全体会には提案できるよう、どのようなかたちで運用推進委員会を検討するのかについては今日決めたほうがいいと思う。

運営調整副部長

では、作業のあり方を決めないと、意見の調整ができないので、いま、2つの提案が出されているがどうするか。

2つの提案のほかに、運営調整部会が決めるという案もあると思う。これから、新たな組織をつくと時間的にむずかしいのではないか。

運営調整部会で決めるにせよ、たたき台があったほうがいいと思う。そのたたき台は正副部長でだしてもらってはどうか。

運用推進委員会のあり方については、編集委員会でもかなり議論してきたため、検討材料は豊富にあると思う。こうした材料をもとに正副部長で骨子をまとめてもらい議論してはどうか。

広報・PIチームとして、運用推進委員会設置に向けて、制定後の広報・PI活動をどうするかという議論をしているので、提案したいと思っている。

運営調整副部長

運用推進委員会については、メンバーの数が論点になっていると思う。もう1つはメンバーの構成で、市民公募委員の割合や、団体選出や議員は入るのが論点である。なかでも、議論の継続性をもたせるために策定委員会のメンバーも入るのかどうかがある。あとは、検討内容で、広報やPI活動は提案していただけたらして、協働条例、市民参加条例、市民投票条例については不可欠であり、それ以外でもい

ろいろとやることはあると思う。

まずは、人数についてどうするか。第3検討部会では30人とあるがどのようなイメージなのか。

第3検討部会の提案は、運用推進委員会が個別条例の検討の枠組みについて検討するため（条例策定を準備するための準備委員会）に必要である人数をイメージした。

私は、テーマごとに部会を設けて、機動的に動けるようにするためにも、ある程度人数が必要であるというイメージをしていた。

第2検討部会で10名としたのは、議論する際に適切な人数ということからである。

運営調整部会長

各検討部会では、運用推進委員会の委員は策定委員のメンバーで選ばれるのか、それとも、新たに公募して選ぶのか、どうであったかを確認したい。

議論ができる人数ということで、10名がいいと思う。構成はいまの策定委員会と同じ構成ではどうか。そして、半分は策定委員会のメンバーで、後の半分は新たな公募がいいと思い、任期は2年で半分が交代することとしてはどうか。

最初の段階では、準備作業がかなりのウエイトを占めてくると思う。このような意味では、最初は策定委員が継続したメンバーが望ましいと考えられる。運用推進委員会自体は10名程度とし、委員の半分ずつ改選をしていけばいいのではないかと。（起草委員長）

広報・PI機能もあるので、10名では足りないのではないかと。

10名の委員のうち、広報・PIの担当が別途メンバーを必要に応じて集めることは可能だと思う。（起草委員長）

継続性は重要であるが、パブリック・コメントも熱心に寄せる方もいらっしゃるの、新しい委員を入れる必要は高いと思う。

運営調整副部長

同感である。少なくとも半数は新たな公募でないといけないと思う。

広報・PIのことを考えたら、15名としたほうが望ましいと思う。

運営調整起草委員長

改選のことも考える必要があると思う。

運営調整部長

継続性が重要だと思うので、15名中10名は策定委員が残ったほうがいいと思うが。

継続委員が多数だと新しい委員が議論しにくいのでは。

継続性を担保するために、半分を策定委員としたらどうか。

半分に分かれるように人数は偶数にしてはどうかと思う。

運営調整副部長

では、策定委員と新規委員を半々として、任期を2年とするが、策定委員が残る期間は1年としてはどうであろうか。

14名のうち学識者2名として、残り策定委員6名、公募を6名としてはどうか。

団体からも選出したほうが、地縁団体との連携も考えると必要だと思う。

運営調整副部長

今までの議論を総合すると、任期1年で、人数、構成は次のとおりになる。

- ・委員の半数が継続（ただし、公募委員については、旧委員を6名とする考えもある）。それ以外は新規
 - 学者2名（新規1名、継続1名）
 - 議員2名（新規1名、継続1名）

- 団体 2 名（新規 1 名、継続 1 名）
- 公募 8 名（新規 4 名、継続 4 名）

運用推進委員会は最初はやることはたくさんあるが、その後はチェック機能が中心となるので、その点も勘案して人数や構成を考えてはどうか。例えば、専門的なチェックになるのであれば学識者が多い方がいいと思う。

運営調整副部長

専門委員を委嘱できるようにしておけば一応対応できると思うし、条例改正もできるので、当初の仕事を中心にメンバーを決めてはどうかと思う。

運用推進委員会で何をするかについても決めておいたほうがいいと思うが。

運営調整副部長

今までの議論では、広報・PI についてと 3 つの条例の立ち上げに関することがでている。

その 3 つの条例の立ち上げにどこまで関わるかであるが、協働推進条例や市民参加条例は、既に協働について検討している組織もあり、担当部署もあるので、こうした組織と協力することを前提としてはどうか。

既存の組織を前提として運用推進委員会を設置することは自治基本条例の趣旨からいっておかしいのではないか。事実上は、何らかの関わり合いをすることになるとは思うが。（起草委員長）

運営調整副部長

運用推進委員会は、個別条例の立ち上げには関わるが、個別条例の具体的な策定は別途行われるであろう。まだ検討すべきポイントは色々あるが、全体会に提案できる枠組みまでは議論できたかと思う。

その他

	<p>運営調整副部長</p> <p>条例の名称は、前回の運営調整部会では1月20日に予定されている全体会において、事務局からそれぞれの提案理由を述べた上で全委員の投票により決定してはどうかのご意見があった。当日、参加できない委員からは事前に事務局が確認するということがあったがどうか。また、多数決（相対多数）で決めることとなり、同数の場合決選投票とすることとしたが、それでよろしいか。</p> <p>異議なし</p> <p>運営調整副部長</p> <p>異議がないようなので、次回の全体会でそのように提案する。ほかに何かあるか。</p> <p>手引きについては各検討部会から意見があれば今月中にお願いしたい。その後、2月の起草委員会で検討する。（事務局）</p> <p>次回の運営調整部会はその後に全体会もあるので、全体会に出席する委員を待たせないよう配慮する必要があると思う。この点は以前、第4検討部会で指摘があった点である。（起草委員長）</p> <p>運営調整副部長</p> <p>次回の運営調整部会は時間をかけて検討するべき事項は少ないと思うので、時間までに終わりにしたい。</p> <p>それでは、次回は1月20日（火）、18:00から第14回運営調整部会、19:00から第6回策定委員会（全体会）を開催するので、よろしく、お願いしたい。</p> <p>それでは、第13回運営調整部会を終了とする。本日は大変遅い時間まで皆様お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
次回以降日程	次回 平成21年1月20日 午後6時から